

建築基準法に基づく手続きの手数料

手数料の名称	関係条文	金額
仮使用認定申請手数料	第 7 条の 6 第 1 項第 1 号	1 件につき 120,000 円
道路の位置の指定、変更または廃止申請手数料	第 42 条第 1 項第 5 号	自己用 1 件につき 5,000 円 非自己用 1 件につき 50,000 円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	第 43 条第 2 項第 1 号	1 件につき 27,000 円
仮設建築物建築許可申請手数料	第 85 条第 6 項	1 件につき 120,000 円
一団地に建築される 1 または 2 以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	第 86 条第 1 項	建築物の数が 2 以下である場合 78,000 円 建築物の数が 3 以上である場合 78,000 円 + (建築物の数-2) × 28,000 円
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	第 86 条第 2 項	建築物の数が 1 である場合 78,000 円 建築物の数が 2 以上である場合 78,000 円 + (建築物の数-1) × 28,000 円
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	第 86 条の 2 第 1 項	建築物の数が 1 である場合 78,000 円 建築物の数が 2 以上である場合 78,000 円 + (建築物の数-1) × 28,000 円
一の敷地とみなすことの認定の取消し申請手数料	第 86 条の 5 第 1 項	6,400 円 + (建築物の数×12,000 円)
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	第 86 条の 6 第 2 項	1 件につき 27,000 円
既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の当該 2 以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	第 86 条の 8 第 1 項	1 件につき 27,000 円
既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	第 86 条の 8 第 3 項	1 件につき 27,000 円
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する建築物の敷地と道路との関係に関する規定の適用除外に係る認定申請手数料	令第 137 条の 12 第 6 項	1 件につき 27,000 円
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料	令第 137 条の 12 第 7 項	1 件につき 27,000 円